

サポート研修（公務基礎）「特別区制度」（第2回）

【日時】	令和4年2月1日（火） 13:30～17:00
【会場】	特別区職員研修所
【受講者数】	26名
【講師】	特別区人事・厚生事務組合 職員
【研修内容】	<p><目的> 特別区職員にとって基本知識である特別区制度について、地方自治法等の条文を確認しながら、その特徴を理解する。</p> <p><内容></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方自治法等における特別区の定義・性格・役割 ② 特別区の事務、税財政における特例 ③ 都と特別区、特別区相互間の調整の特例 など ④ 演習
【受講生の声】	<ul style="list-style-type: none"> ・今までは、なんとなく知っている程度の知識でしたが、初めて特別区の制度をしっかりと学ぶことができました。今後、法令等に触れることがあっても、都と特別区の特例等については意識するように心掛けたいと思います。 ・役割分担、税制のあり方等、特別区ならではの制度を知ることができ、勉強になりました。 ・原則的には特別区以外の地方公共団体と異なるところはないという、特別区の位置付けを確認することができたことで、改めて区民に一番距離の近い基礎自治体としての自覚を持ち、区民のために業務に取り組もうと思いました。